

## 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面)

令和 7 年 4 月 24 日

株式会社アダストリア

2025 年 4 月 24 日

各位

茨城県水戸市泉町三丁目 1 番 27 号

株式会社アダストリア

代表取締役 福田 三千男

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に規定する

## 吸収分割に係る事前開示事項

(吸収分割株式会社)

当社は、2025 年 4 月 4 日付で当社と株式会社アダストリア（本店所在地：東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号。以下「吸収分割承継株式会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2025 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割株式会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収分割契約書の内容（会社法第 782 条第 1 項）

2025 年 4 月 4 日付で当社と吸収分割承継株式会社が締結した吸収分割契約書は、別添のとおりです。

#### 2. 本件吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

本件吸収分割に際し、吸収分割承継株式会社は普通株式 1 株を発行し、当社に対して交付いたします。交付株式数は、当社が吸収分割承継株式会社の発行済株式の全部を保有していることを踏まえて、当社と吸収分割承継株式会社との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、吸収分割承継株式会社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。

上記の内容については法令の範囲内で定めており、相当であると判断しております。

#### 3. 剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はございません。

#### 4. 本件吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はございません。

5. 吸収分割承継株式会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1)吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表の内容

| 科目     | 金額     | 科目       | 金額     |
|--------|--------|----------|--------|
| (資産の部) |        | (純資産の部)  |        |
| 現金及び預金 | 10 百万円 | 資本金      | 10 百万円 |
| 資産合計   | 10 百万円 | 負債・純資産合計 | 10 百万円 |

(2)吸収分割承継株式会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3)吸収分割承継株式会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

当社は、2025 年 3 月 19 日開催の取締役会において、米国事業から撤退し、当社が 100%出資する当社の米国の中間持株会社である Adastria USA,Inc.（米国デラウェア州、資本金 43 百万米ドル）を清算することについて決議いたしました。現地の法律に従い必要な手続きが完了次第清算終了となる予定であり、その時期は 2026 年 6 月頃を想定しております。

7. 当社及び吸収分割承継株式会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

本件吸収分割後の当社及び吸収分割承継株式会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況等を勘案すると、その負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在予想されておりません。また、吸収分割承継株式会社に承継される債務は、当社が重畳的債務引受を行います。

以上より、本件吸収分割後における当社及び吸収分割承継株式会社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

8. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号）

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

## 吸収分割契約書

株式会社アダストリア（第7条に定める効力発生日に「株式会社アンドエスティ HD」に商号変更予定。以下「甲」という。）及び株式会社アダストリア（以下「乙」という。）は、甲が事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 （分割当事会社の商号及び住所）

本吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号 株式会社アダストリア

住所 茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号 株式会社アダストリア

住所 東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

### 第2条 （本吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理及びグループ運営に関する事業（以下「グループ運営事業」という。）を除く甲が営む一切の事業（以下「本件事業」という。）に関する第3条第1項の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第3条 （承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、当該別紙にしたがい、承継対象権利義務に含まれるものとする。
2. 甲から乙への債務の承継は、重畳的債務引受けの方法によるものとする。ただし、この場合における両者間の最終的な債務の負担者は乙とし、承継される債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全部を求償することができる。

#### 第4条 （分割対価）

乙は、本吸収分割に際し、普通株式 1 株を発行し、前条第 1 項に規定する権利義務の対価として甲に対して交付する。

#### 第5条 （資本金及び準備金の額に関する事項）

乙は、本吸収分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

#### 第6条 （株主総会の承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項について、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得るものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項について、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得るものとする。

#### 第7条 （効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025 年 9 月 1 日とする。  
ただし、本吸収分割の手續上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議し合意の上、変更することができる。

#### 第8条 （本契約の効力）

本契約は、第 6 条に定める甲及び乙における株主総会の承認が本効力発生日までに得られないときは、その効力を失う。

#### 第9条 （競業避止義務）

甲は、本吸収分割に関して、競業避止義務を負わない。

#### 第10条 （本契約の解除）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までの間、合意により本契約を解除することができる。

#### 第11条 （規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本吸収分割の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを決する。

（以下、本文余白）

本契約締結の証として本書を1通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

2025年4月4日

甲：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号  
株式会社アダストリア  
代表取締役 福田 三千男

乙：東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号  
株式会社アダストリア  
代表取締役 北村 嘉輝

## 承継権利義務明細表

甲が乙に承継させ、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、甲が本効力発生日の前日の終了時において有する次に記載する権利義務とする。

## 1. 資産

本効力発生日において、本件事業に関して甲が有する資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能なものの一切。ただし、以下の資産は除くものとする。

- ①甲の株式事務のための預金口座及び定期預金口座に係る預金
- ②株式その他の有価証券の一切
- ③甲のグループ運営事業により生じる売上債権、立替金、前払費用、貸付金、保証金  
敷金その他の流動資産及び固定資産

## 2. 債務

本効力発生日において、本件事業に関して甲が有する負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能なものの一切。ただし、以下の負債は除くものとする。

- ①未払法人税等、未払事業税等、未払事業所税、未払配当金、未払消費税等、未払固定資産税、預り所得税、株主優待引当金
- ②甲のグループ運営事業により生じる仕入債務、借入金その他の流動負債及び固定負債

## 3. 雇用契約

甲に所属するすべての従業員（甲の子会社に出向している者、嘱託社員、契約社員及び臨時従業員を含む）との雇用契約。ただし、グループ運営事業に従事する従業員並びに別途甲及び乙間で合意した従業員との雇用契約を除く。

## 4. その他の権利義務

## ① 知的財産権

本効力発生日において、本件事業に関して甲が有する一切の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権。ただし、甲乙合意する一部の商標権を除くものとする。

② 契約（雇用契約を除く。）

本効力発生日において、本件事業に関して甲が締結している契約（ただし、本吸収分割契約による契約上の地位の承継につき契約の相手方の承諾を要する契約であって、本吸収分割契約の効力発生日の前日までに当該相手方の承諾を得られなかった契約を除く。）であって、本効力発生日の前日の終了時に有効なもの。

③ 許認可

本件事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が株式を保有する会社の事業活動に関連して甲が取得しているもの及びグループ運営事業に関する事業部門が管理するものを除く。

以上